

基本理念

1. 計画改定の背景と趣旨

第1次の雲南市教育基本計画が策定されるまでの経緯は、次のとおりです。

平成14年10月に、旧6町村の教育長と学識経験者からなる「教育創造プロジェクトチーム」を設置し、「新市における教育の指針」「当面合併時までさらに検討を深める5つの重点項目」等について検討、提言書を合併協議会長に提出しました。

平成16年度、6町村の教育長を中心に、校長や教職員、幼児教育関係者、公民館職員等からなる「第2次教育創造プロジェクトチーム」を設置し、「特色ある学校教育推進」「英語教育推進」「不登校対応」「幼児教育振興」「特色ある公民館活動」について検討、提言書を合併協議会長に提出しました。

平成16年11月1日、大原郡大東町・加茂町・木次町、飯石郡三刀屋町・吉田村・掛合町の6町村が合併して、人口46,131人、世帯数13,467世帯、面積553.4km²の「雲南市」が誕生しました。

平成17年5月、「第2次教育創造プロジェクトチーム」の報告書を踏まえ「雲南市教育基本計画（平成17～21年度）」を策定しました。

平成17年度から「雲南市教育基本計画（以下『第1次計画』）」を踏まえ、雲南市教育行政を推進してきました。

現在の第1次計画は、合併によって誕生した雲南市の教育行政の方向性を指し示し、その推進に大きな力を果たしてきました。

その間、平成18年12月に教育基本法が改正され、それを受け平成19年6月には「教育三法（1）」が、平成20年6月には「社会教育関連三法（2）」が改正されました。これと同時に、本市を取り巻く情勢も大きく変化し、同時に教育の在り方も問われてきています。

また、第1次計画の計画期間は、平成17年度から平成21年度までとなっており、平成21年度は平成22年度以降の計画を策定することとなっています。

そこで、これらのことを踏まえた本市教育の将来像、あるいはめざすべき方向性を示す必要が生じたため、この度改定（第2次計画の策定）を行うこととなりました。

今回は、第1次計画の成果と課題を踏まえ、教育のブランド化（3）を図りながら、雲南市教育基本目標の達成をめざし、展開していく施策に関して、基本的な考え方や具体的な取組を明らかにしていくこととしています。

2. 計画の性格

(1) 本計画は、生涯学習社会の実現をめざすとともに、社会全体の教育力の向上を図るための本市教育の基本的な方向を明確にし、その実現のために必要な施策を明らかにするものです。また、本計画は、改正教育基本法の第17条第2項に規定する地方公共団体における教育振興基本計画として位置づけるものです。そして、第2章第1項「幼稚園教育の充実」は、「雲南市幼児教育振興計画」として、また第3章「心豊かでたくましい人づくりをめざした社会教育の推進」は、「雲南市社会教育推進計画」「雲南市生涯スポーツ活動推進計画」として位置づけます。

(2) 市教育委員会にとっては、「雲南市総合計画」や島根県の「しまね教育ビジョン21」、国の「教育振興基本計画」を踏まえ、今後の本市教育を推進するた

めの指針とするものです。

- (3) 市民にとっては、本市教育の理念や目標、施策の理解を促すためのものであり、市民の理解と教育活動への積極的な参画を得て、「協働」して本市教育の推進を図るための指針となるものです。
- (4) 市立学校にとっては、全市立学校で取り組んでほしい内容や、特色ある学校づくりに生かしてほしい内容を示したものであり、教育目標、教育方針、重点目標などを設定するときの拠り所とするものです。
- なお、本計画でいうところの「学校」とは、学校教育法の規定のとおり、幼稚園・小学校・中学校すべてを指しています。

3. 計画の期間

本計画は、平成 22 年度を初年度とし、目標達成を平成 26 年度とする 5 ヶ年計画とします。ただし、国・県の政策や社会の動向に合わせて見直しを図っていくものとします。

4. 雲南市のめざす教育

(1) 基本目標

ふるさとを愛し 心豊かでたくましく
未来を切り拓く 雲南市の人づくり

「ふるさと」とは、本市の豊かな自然や風土、歴史、伝統・文化、さらには地域の人々のやさしさや温もりを表し、「心豊か」とは、人権を尊重し、自らを律しつつ、他人と共に協調し、思いやりや感動する心などの「豊かな人間性」を表し、「たくましく」とは、目標実現のために積極的に行動しようとする意欲と直面する課題を創造的に解決する力、それを支える精神的・肉体的に充実した「健康・体力」を表しています。

「未来を切り拓く」とは、将来の夢や希望を見出し、激しく変化する社会において、知識・技能に加え、学ぶ意欲や、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、責任をもって行動し、よりよく問題を解決する力をもって、「生涯学んでいく姿勢」と「社会に貢献する意志と意欲」を表したものです。

(2) 具体目標

「夢に向かって生き生きと学び、知恵と創造性に富む人づくり」

現在、個人が明確な目的意識をもったり、何かに意欲的に取り組んだりすることが以前より難しくなりつつあることや、子どもたちの学ぶ意欲の低下なども指摘されています。

このようなとき、これから到来するであろう「知識基盤社会(4)」の時代を担う子どもたちの「生きる力」をはぐくむため、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を養う

ことが重要です。また、先人の知恵に学び、取り入れ、使いこなし、さらに時代に合った形へと進化させることができる人材の育成が求められています。そのとき、これまでのやり方、慣習にとらわれず、不易と流行をきちんと見極め、「新たな公共(5)」を創り出す力も同時に求められています。

市民一人一人が夢や希望をもち、生涯を通じて自らの可能性に挑戦し、自らを高めることのできる「夢に向かって生き生きと学び、知恵と創造性に富む人づくり」をめざします。

「人・もの・こととの出会いによる人間性豊かな人づくり」

社会全体において、規範意識や倫理観の低下が指摘され、また、一人一人に自ら果たすべき責任の自覚や正義感、人権意識、志などが欠けていると懸念する声もあります。このような状況は、経済性や利便性といった単一の価値観を過剰に追求する風潮や人間関係の希薄化、自分さえよければよいという個人主義の広がりなどが根底にあるものとされています。

人が人として尊重され、他と調和して共に生きる喜びを感じ、一人一人が公共の精神を自覚するとともに、自立的に社会に参画し相互に支え合いながら、その一員としての役割を果たし、公正で活力のあるよりよい社会を創っていくことが求められています。

本市には、心豊かで温かい地域の人々や、豊かな自然、伝統・歴史にはぐくまれた文化や文化財など様々な地域資源があり、これらを学校教育では、人材・教材として活用したり、社会教育では放課後や週末における体験活動の場として活用しています。学校・家庭・地域の連携・協力を図り、こうした「人・もの・こととの出会いによる人間性豊かな人づくり」をめざします。

「健やかな体でたくましく生きる人づくり」

運動する子どもとそうでない子どもの二極化の傾向や、子どもの体力低下が依然深刻な問題となっています。学校や地域での体力向上の取組を推進し、生涯にわたって積極的に運動やスポーツに親しむ習慣や意欲、態度を育成し、昭和 60 年頃の水準の回復をめざすことが肝要です(6)。また、メディアとの適切なつきあい方や、規則正しい生活習慣の確立、食育の推進など基礎的な体づくりも併せて行っていくことにより「健やかな体でたくましく生きる人づくり」をめざします。

「自然・伝統・文化を基盤として、社会の変化に対応して生き抜く力のある人づくり」

今、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことが求められています。本市の伝統、文化を尊重し、自然を愛し、守り育て、ひいては、本市を誇りに思う心の育成が大切です。一方で、急速に進展する国際化や情報化など社会の変化にしなやかに対応するために、人権感覚や環境問題意識など広い視野をもつと同時に、自分が生活している本市の一員として、自らの存在感を確かめながら、自ら考え、自ら判断し、自らを高めていくことのできる「自然・伝統・文化を基盤として、社会の変化に対応して生き抜く力のある人づくり」をめざします。

(3) 学校・家庭・地域・行政の役割

改正教育基本法の第 13 条には、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。」とあります。本市における学校・家庭・地域、そして行政の主な役割については、次のとおりとし、その実現に向けてそれぞれが努力していくこととします。

「生きる力」をはぐくむ拠点としての学校の役割 「行きたい学校」
 学ぶ喜びと楽しさを感じ取る学校づくり
 「知・徳・体」の調和した人間形成
 教科等の基礎・基本の定着をはじめとする「確かな学力」の育成
 学校外との協働による教育活動の展開
 教育の原点としての家庭の役割 「帰りたい家庭」
 家庭教育は、すべての教育の出発点であることの自覚の促進
 子どもの基本的な生活習慣、生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーの醸成
 P T A 活動への積極的な参画
 子どもの心身の健康の増進と体力の向上
 学校教育や家庭教育を支援する地域の役割 「誇りたい地域」
 地域の子どもは地域で育てるという意識の醸成
 子どもたちが安心して活動できる安全な地域づくり
 子どもの「生きる力」をはぐくむ多様な学習機会・体験活動の提供
 学校運営への積極的な支援
 教育環境の整備・教育支援体制の強化を図る行政の役割 「信頼される行政」
 学校の適正規模・適正配置や学校施設整備など教育環境の整備
 学校・家庭・地域が連携・協力して子どもを育てる体制の構築
 本市教育推進のための指導・支援体制の強化
 学校教育・家庭教育・社会教育の推進を担う人材の養成・確保・派遣

(4) 雲南市の特色を生かした教育の推進

改正教育基本法の第13条に示されているように、「学校・家庭・地域の連携・協力」は、雲南市教育基本目標の達成をめざしていく上で極めて重要です。

この学校・家庭・地域が連携・協力する取組として、市教育委員会では、「『夢』発見プログラム（雲南市キャリア教育推進プログラム） 7」を策定し、各小・中学校はそれぞれ工夫をしながら実践しています。そして、今後は幼児教育版を策定し、幼児期から義務教育修了時まで一貫した理念により、ふるさと雲南への誇りと将来への夢や希望をもち、すすんで社会貢献していこうとする、心豊かな子どもの育成を図ることとします。

このプログラムの実践を通して育成したい子ども像を4点設定していますが、それは雲南市教育基本目標にすべて通じています。

「ふるさとを誇りに思い、自分に生かす子ども」の育成は、「ふるさとを愛する人づくり」につながり、

「思いやりの心をもち、『いのち』を大切に子ども」の育成は、「心豊かな人づくり」につながり、

「健康な心身をもち、自己コントロールできる子ども」の育成は、「たくましい人づくり」につながり、そして、

「自分の個性を発揮し、社会に貢献できる子ども」の育成は、「未来を切り拓く人づくりに」つながっています。

つまり、「『夢』発見プログラム」を推進することは、雲南市教育基本目標の達成をめざした取組そのものであると言えます。

また、「『夢』発見プログラム」では、学校と家庭が連携して行う「お弁当の日（ 8）」や「ノーメディアの日（ 9）」の実践、学校と地域が連携して行う「『夢』発見ウィーク（ 10）」など、学校・家庭・地域が連携・協力しないと実践が不可能な取組が設定されています。

このように、「『夢』発見プログラム」を積極的に実践していくことは、学校・家庭・地域の連携・協力を促すとともに、雲南市教育基本目標の達成をめざすのに非常に効果的です。

したがって、「『夢』発見プログラム」を本市の特色を生かした教育活動の柱に据え、積極的かつ組織的に推進していきます。

-
- 1 「教育三法」とは、「学校教育法」「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」「教育職員免許法及び教育公務員特例法」の3つの法律のことで、「教育基本法」の改正や「教育再生会議」第1次報告、中央教育審議会答申を受けて、平成19年6月に成立・公布されました。
 - 2 「社会教育三法」とは、「社会教育法」「図書館法」「博物館法」の3つの法律のことで、「教育基本法」の改正を受け、平成20年6月に成立・公布されました。
 - 3 「教育のブランド化」とは、現在本市が展開している「雲南ブランド化プロジェクト」における、教育分野の実践をはじめとする「雲南市ならではの教育」のことです。この「雲南ブランド化プロジェクト」とは、本市の美しい自然や、古くから伝わる神話、伝統ある歴史・文化、安全・安心な食と農、人々の絆など、本市ならではの「幸」を、市民一人一人が気づき、本市に対する誇りと愛着をもち、そのよさを市内外に発信していく取組のことです。教育分野で言えば、「『夢』発見プログラム（雲南市キャリア教育推進プログラム）」が同プロジェクトの一環となっており、同プログラムの実践を通して、「ふるさと雲南への夢や希望をもち、すすんで社会貢献していこうとする、心豊かな子どもの育成」を図るものです。
 - 4 「知識基盤社会」とは、平成17年の中央教育審議会答申において示された言葉で、「新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会」であると定義されています。この特徴としては、知識には国境がなく、グローバル化が一層進む。知識は日進月歩であり、競争と技術革新が絶え間なく生まれる。知識の進展は、旧来のパラダイム（ある一時代の人々のものの見方・考え方を根本的に規定している概念的枠組）の転換を伴うことが多く、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断が一層重要になる。性別や年齢を問わず参画することが促進される。などがあげられています。
 - 5 「新たな公共」とは、平成14年の中央教育審議会「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について（答申）」において示された言葉で、個人や団体が地域社会で行うボランティア活動やNPO活動など、互いに支え合う互惠の精神に基づき、利潤追求を目的とせず、社会的課題の解決に貢献する活動が、従来の「官」と「民」という二分法では捉えきれない公共と定義づけられています。そして、個人や団体が支え合う新たな「公共」による社会をつくっていくために、「奉仕活動」を社会全体として推進する必要があるとされました。
 - 6 文部科学省が昭和39年から行っている「体力・運動能力調査」によると、子どもの体力は昭和50年までは向上傾向にありました。その後、昭和50年から60年までの間は、停滞傾向にあり、昭和60年からは低下傾向が続いています。国の「教育振興基本計画」では、「昭和60年頃の体力水準への回復をめざす」とされており、学校教育・社会教育を通して、子どもの体力の向上を図ることとされています。
 - 7 「『夢』発見プログラム（雲南市キャリア教育推進プログラム）」とは、本市の子どもたちが「ふるさと雲南」の地域資源（人・もの・こと）や伝統文化にふれ、温かい人々との交流を通して、将来への夢や希望、勤労観、職業観を発達段階に応じて身に付け、自己の生き方を見つけたり、将来を設計できる（ライフデザイン）能力を育てていくことをめざしたプログラムです。プログラムは、「平和と人権」「世の中のしくみと勤労」「歴史と文化」「生活リズムと『食』」の4つの柱で構成されており、具体的には、本市が全国に誇れる題材である「永井隆博士」の生き方や「ヤマタノオロチ伝説」を学んだり、中学3年生での職場体験学習を市内一斉に行ったり、PTAと連携して「ノーメディアの日」や「お弁当の日」に取り組んだりする活動を行っています。
 - 8 「お弁当の日」とは、子どもが自分で弁当を作って学校に持ってくる取組です。子どもは自分一人で弁当を作ることで自信をもち、学校は弁当作りを通して家庭の様子を知ることができ、保護者は弁当作りを手伝わず見守ることで、親としての役割を再確認し、家庭では会話が生まれ、家庭の教育力の向上や家族の絆を生み出す効果があると期待されています。
 - 9 「ノーメディアの日」とは、テレビやゲームなどメディアと接する時間を各家庭で相談しながら設定・実践し、生活リズムを見直すきっかけとする取組です。「『夢』発見プログラム」では、毎月第3日曜日の「うんなん家庭の日」を「ノーメディアの日」に設定するとともに、翌日を「お弁当の日」とし、家庭の日には弁当作りについて家族で話し合うことを推奨しています。
 - 10 「『夢』発見ウィーク」とは、中学3年生で行う「職場体験学習」を市内同一日程（3日間）で、市内全域をエリアとして行うものです。国は「5日間の体験が望ましい」としていますが、「総合的な学習の時間」の時数の減少などにより、5日間の実践は難しいことから、3日間の職場体験としています。なお、これに加え2日間のセミナーを実施し、合わせて5日間としています。